



県章

滋賀県公報

令和2年(2020年)
7月3日
第119号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

○ 告 示

滋賀県消費生活センターの消費生活相談の事務を行う日時の変更(県民活動生活課).....	1
令和2年度一般曹候補生の募集(市町振興課).....	2
保安林の指定施業要件の変更の通知(森林保全課).....	2
介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定(医療福祉推進課).....	2
児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定(障害福祉課).....	3
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定(障害福祉課).....	3
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課).....	3
道路区域の変更(道路保全課).....	3
道路の供用開始(道路保全課).....	4

○ 公 告

令和3年度滋賀県立看護専門学校学生募集公告(医療政策課).....	4
令和3年度滋賀県立総合保健専門学校学生募集公告(医療政策課).....	7
令和3年度滋賀県窯業技術者養成研修選考試験実施公告(モノづくり振興課).....	11

○ 健康福祉事務所告示

介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定(東近江).....	12
介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定(湖東).....	12
介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の廃止の届出(高島).....	12

○ 県 税 事 務 所 公 告

軽油引取税免税証無効公告(東北部).....	12
------------------------	----

○ 正 誤

※令和2年3月31日付け号外(5)滋賀県企業庁規程第3号中.....	13
※令和2年3月31日付け号外(5)滋賀県企業庁規程第4号中.....	13
※令和2年3月31日付け号外(6)滋賀県病院事業庁規程第8号中.....	13
令和2年6月16日付け第114号一般競争入札の公告中.....	13

告 示

滋賀県告示第271号

滋賀県消費生活センターについて、次のとおり消費生活相談の事務を行う日および時間を変更したので、滋賀県消費生活条例(昭和50年滋賀県条例第43号)第37条の3の規定に基づき告示する。

令和2年7月3日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 名称 滋賀県消費生活センター

2 所在地 彦根市元町4番1号

3 消費生活相談の事務を行う日および時間

(i) 変更前 毎日9時15分から16時まで(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(日曜日または土曜日である場合を除く。))および12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。)

(2) 変更後 毎週月曜日から土曜日の9時15分から16時まで(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(土曜日である場合を除く。))および12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。)

4 変更年月日 令和2年7月1日

滋賀県告示第272号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項および第118条の規定に基づき、令和3年度一般曹候補生の募集について、次のとおり告示する。

令和2年7月3日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 募集種目 令和3年3・4月採用一般曹候補生(男子・女子)
- 2 受付期間 令和2年7月1日(水)から同年9月10日(木)まで
- 3 試験期日
 - (1) 1次試験 令和2年9月18日(金)および同月20日(日)のうち指定する1日
 - (2) 2次試験 令和2年10月10日(土)および同月11日(日)のうち指定する1日
- 4 試験場の位置および名称 大津市京町三丁目1番1号 大津びわ湖合同庁舎

滋賀県告示第273号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和2年7月3日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 長浜市(国有林。次の図に示す部分に限る。)、長浜市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および長浜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第274号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

令和2年7月3日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
株式会社ヤサカ野洲営業所	野洲市小篠原880番地101棟	株式会社ヤサカ 代表取締役 八坂肇	高島市今津町今津1970番地1	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予	令和2.7.1	2571300744

				防福祉用具 販売		
--	--	--	--	-------------	--	--

滋賀県告示第275号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者として、次の者を指定した。
令和2年7月3日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害児通所支援の種類	指定年月日	事業所番号
多機能型重症児者等デイサービスふぁみりい	彦根市高宮町907番地1	特定非営利活動法人道	彦根市高宮町907番地1	保育所等訪問支援 居宅訪問型児童発達支援	令和2.7.1	2550200196
つむぎ	彦根市後三条町260-2 N a s u 33 101号室	合同会社つむぎ	彦根市平田町121番地2	児童発達支援 放課後等デイサービス	令和2.7.1	2550200295

滋賀県告示第276号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。
令和2年7月3日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
障害者グループホームルピナス	米原市大清水1100番地	合同会社三田トータルサービス	長浜市新庄寺町268番地7	短期入所	令和2.7.1	2512400223

滋賀県告示第277号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。
令和2年7月3日

滋賀県知事 三日月 大 造

精神通院医療機関

名称	所在地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
にこ薬局	栗東市糺三丁目10-22-1 F-2A	薬局	小田垣 啓 史	令和2.3.1
凡凡薬局御園店	栗東市御園1829-2	薬局	西 川 聖 子	令和2.3.1
訪問看護ステーションここあ	犬上郡甲良町大字北落400番地	訪問看護	—	令和2.3.1

滋賀県告示第278号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。
この関係図面は、令和2年7月3日から令和2年7月17日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和2年7月3日

滋賀県知事 三日月 大 造

道路の種類	路線名	道路の区域				備考
		区間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	
国道	421号	東近江市佐目町字中尾谷465番地先から	変更後	最小 10.8m } 最大 71.4m	480.6m	道路改良工事(バイパス)に伴う道路区域の変更
		東近江市永源寺相谷町字峪道3番1地先まで	変更前	最小 6.3m } 最大 40.1m	780.0m	

滋賀県告示第279号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和2年7月3日から令和2年7月17日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年7月3日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
貴生川北脇線	甲賀市水口町貴生川四丁目16番地先から 甲賀市水口町貴生川四丁目163番先まで	令和2.7.3	L=58.3m
	甲賀市水口町貴生川字中川原678番2地先から 甲賀市水口町貴生川字西邸791番1先まで		
国道303号	高島市今津町下弘部字南海道782番19地先から 高島市今津町上弘部字南樫1231番1地先まで	令和2.7.3	L=160.0m
	高島市今津町北生見字古野49番地先から 高島市今津町北生見字東120番4地先まで		L=276.1m

公 告

令和3年度滋賀県立看護専門学校学生募集公告

令和3年度滋賀県立看護専門学校学生を次のとおり募集する。

令和2年7月3日

滋賀県知事 三日月 大造

1 一般試験

- (1) 学科(課程) 看護学科(3年課程)
- (2) 修業年限 3年
- (3) 募集人員 入学定員80人のうち約50%
- (4) 出願資格 次のアまたはイのいずれかに該当する者とする。

ア 高等学校または中等教育学校を卒業した者(令和3年3月卒業見込みの者を含む。)

イ 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第183条の規定により高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められる者で18歳に達したもの(令和3年3月31日までに該当する見込みの者を含む。)

※ 「高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められる者」とは、次の(ア)から(イ)までのいずれかに該当する者である。

- (7) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
 - (4) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
 - (7) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - (4) 学校教育法施行規則第150条第4号の規定に基づき文部科学大臣の指定した者
 - (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
 - (7) 修業年限が3年以上の専修学校の高等課程を修了した者
 - (4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本校において、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めたもの
 - (7) 本校において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者(事前に入学資格審査を行うので、別に定める日までに入学資格審査の申請を行うこと。入学資格審査の結果、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者には、入学資格を有することを証明するための入学資格認定書を交付する。)
- (5) 出願手続
- ア 受付期間は令和2年12月15日(火)から令和2年12月22日(火)まで(土曜日および日曜日を除く。)とし、受付時間は8時30分から17時15分までとする。
郵送の場合は、令和2年12月22日(火)までの日の消印のあるものを有効とする。
 - イ 入学志願者は、(6)に掲げる出願書類に必要事項を明記し、所定の封筒に入れ、入学考査手数料を添えて滋賀県立看護専門学校(〒526-0031 長浜市八幡東町525-1)に提出すること。
 - ウ 入学試験受験票の送付をもって出願書類受付の証とする。
- (6) 出願書類および入学考査手数料
- ア 入学願書(所定の用紙に写真(縦4.5cm×横3.5cm)を貼ること。)
 - イ 入学試験受験票(所定の用紙)
 - ウ 入学試験写真票(所定の用紙に写真(縦4.5cm×横3.5cm)を貼ること。)
 - エ 高等学校または中等教育学校の卒業証明書(令和3年3月卒業見込みの者にあつては、卒業見込証明書)
 - オ (4)イに該当する者にあつては、出願資格を有することを証明する書類
 - カ 入学試験受験票返送用封筒(所定の封筒)
 - キ 宛名票(所定の用紙)
 - ク 入学考査手数料9,800円(郵送の場合は、郵便為替とすること。)
- (7) 身体に障害を有する入学志願者の事前相談 本校に入学を希望する者で、身体に障害があり、受験上または修学上特別な配慮を必要とするものは、出願する前に本校に相談すること。
- (8) 入学者選考方法 入学者の選考は、学力試験の成績および適性検査を総合判定して行う。
- (9) 入学者選考試験
- ア 試験日時および科目
- | 年 月 日 | 時 間 | 試 験 科 目 |
|--------------|-------------|--------------------|
| 令和3年1月13日(水) | 10:00~10:50 | 国語総合(古文・漢文の範囲を除く。) |
| | 11:10~12:00 | 数学I |
| | 13:00~13:50 | コミュニケーション英語I |
| | 14:10~14:50 | 適性検査 |
- イ 試験場 滋賀県立看護専門学校 長浜市八幡東町525-1
 - ウ 合格者の発表 入学者選考の結果合格した者は、令和3年2月4日(木)9時に滋賀県立看護専門学校において掲示するとともに、本人宛て通知する。
 - エ 不正な出願による入学許可の取消し 出願について不正の事実のあることが判明したときは、入学後においても入学許可を取り消すものとする。
- (10) 二次募集 入学許可予定者が募集人員に満たない場合は、二次募集を行うことがある。
- (11) その他 (1)から(10)までに定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

2 社会人試験

- (1) 学科(課程) 看護学科(3年課程)
- (2) 修業年限 3年
- (3) 募集人員 入学定員80人のうち約10%
- (4) 出願資格 1(4)アまたはイのいずれかに該当する者で、満22歳以上(令和3年4月1日現在)のものとする。
- (5) 出願手続
ア 受付期間は令和2年10月26日(月)から令和2年11月2日(月)まで(土曜日および日曜日を除く。)とし、受付時間は8時30分から17時15分までとする。
郵送の場合は、令和2年11月2日(月)までの日の消印のあるものを有効とする。
イ 入学志願者は、(6)に掲げる出願書類に必要事項を明記し、所定の封筒に入れ、入学考査手数料を添えて滋賀県立看護専門学校(〒526-0031 長浜市八幡東町525-1)に提出すること。
ウ 入学試験受験票の送付をもって出願書類受付の証とする。
- (6) 出願書類および入学考査手数料
ア 入学願書(所定の用紙に写真(縦4.5cm×横3.5cm)を貼ること。)
イ 入学試験受験票(所定の用紙)
ウ 入学試験写真票(所定の用紙に写真(縦4.5cm×横3.5cm)を貼ること。)
エ 高等学校または中等教育学校の卒業証明書
オ 1(4)イに該当する者にあつては、出願資格を有することを証明する書類
カ 入学試験受験票返送用封筒(所定の封筒)
キ 宛名票(所定の用紙)
ク 入学考査手数料9,800円(郵送の場合は、郵便為替とすること。)
- (7) 身体に障害を有する入学志願者の事前相談 本校に入学を希望する者で、身体に障害があり、受験上または修学上特別な配慮を必要とするものは、出願する前に本校に相談すること。
- (8) 入学者選考方法 入学者の選考は、小論文、学力試験の成績、適性検査および面接試験を総合判定して行う。
- (9) 入学者選考試験
ア 試験日時および科目

年	月	日	時	間	試	験	科	目
令和2年	11月	19日(木)	9:30	~10:50				小論文
			11:10	~12:00				数学I
			13:00	~13:40				適性検査
			14:00	~				面接

- イ 試験場 滋賀県立看護専門学校 長浜市八幡東町525-1
- ウ 合格者の発表 入学者選考の結果合格した者は、令和2年12月7日(月)9時に滋賀県立看護専門学校において掲示するとともに、本人宛て通知する。
- エ 不正な出願による入学許可の取消し 出願について不正の事実のあることが判明したときは、入学後においても入学許可を取り消すものとする。
- (10) その他 (1)から(9)までに定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

3 推薦試験

- (1) 学科(課程) 看護学科(3年課程)
- (2) 修業年限 3年
- (3) 募集人員 入学定員80人のうち約40%
- (4) 出願資格および推薦要件 次のアからオまでのいずれにも該当し、かつ、現に在学中の高等学校または中等教育学校の長の推薦する者とする。
ア 令和3年3月に高等学校または中等教育学校を卒業する見込みの者
イ 評定平均値が3.5以上である者
ウ 専願である者
エ 卒業後、県内において看護業務に従事する意思を有する者
オ 滋賀県内に住所を有する者
- (5) 推薦人員 人員制限なし
- (6) 出願手続

ア 受付期間は令和2年10月26日(月)から令和2年11月2日(月)まで(土曜日および日曜日を除く。)とし、受付時間は8時30分から17時15分までとする。

郵送の場合は、令和2年11月2日(月)までの日の消印のあるものを有効とする。

イ 入学志願者は、(7)に掲げる出願書類に必要事項を明記し、所定の封筒に入れ、入学考査手数料を添えて滋賀県立看護専門学校(〒526-0031 長浜市八幡東町525-1)に提出すること。

ウ 入学試験受験票の送付をもって出願書類受付の証とする。

(7) 出願書類および入学考査手数料

ア 入学願書(所定の用紙に写真(縦4.5cm×横3.5cm)を貼ること。)

イ 入学試験受験票(所定の用紙)

ウ 入学試験写真票(所定の用紙に写真(縦4.5cm×横3.5cm)を貼ること。)

エ 高等学校または中等教育学校の卒業見込証明書(オの調査書に卒業見込みの証明がある場合は、不要とする。)

オ 高等学校または中等教育学校の調査書

カ 推薦書(所定の用紙により、在学中の高等学校または中等教育学校の長が作成したもの)

キ 入学試験受験票返送用封筒(所定の封筒)

ク 宛名票(所定の用紙)

ケ 入学考査手数料9,800円(郵送の場合は、郵便為替とすること。)

(8) 身体に障害を有する入学志願者の事前相談 本校に入学を希望する者で、身体に障害があり、受験上または修学上特別な配慮を必要とするものは、出願する前に本校に相談すること。

(9) 入学者選考方法 入学者の選考は、学力試験の成績、面接試験および調査書を総合判定して行う。

(10) 入学者選考試験

ア 試験日時および科目

年 月 日	時 間	試 験 科 目
令和2年11月19日(木)	10:00~10:50	国語総合(古文・漢文の範囲を除く。)
	11:10~12:00	数学I
	13:00~	面接(グループ討議方式)

イ 試験場 滋賀県立看護専門学校 長浜市八幡東町525-1

ウ 合格者の発表 入学者選考の結果は、令和2年12月7日(月)9時に滋賀県立看護専門学校において掲示するとともに、本人および在学中の高等学校または中等教育学校の長宛て通知する。

エ 不正な出願による入学許可の取消し 出願について不正の事実のあることが判明したときは、入学後においても入学許可を取り消すものとする。

(11) その他 (1)から(10)までに定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

令和3年度滋賀県立総合保健専門学校学生募集公告

令和3年度滋賀県立総合保健専門学校学生を次のとおり募集する。

令和2年7月3日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 一般試験

(1) 対象学科および募集人員

課 程	学 科	一 般 入 学 募 集 人 員
看護専門課程	看護学科	募集人員80名のうち約40パーセント
歯科衛生専門課程	歯科衛生学科	募集人員38名のうち約30パーセント

(2) 修学年限

課 程	学 科	修 業 年 限
看護専門課程	看護学科	3年
歯科衛生専門課程	歯科衛生学科	3年

(3) 出願資格 次のアまたはイのいずれかに該当する者とする。

ア 高等学校または中等教育学校を卒業した者(令和3年3月卒業見込みの者を含む。)

イ 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第183条の規定により高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められる者で18歳に達したもの(令和3年3月31日までに該当する見込みの者を含む。)

※ 「高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められる者」とは、次の(ア)から(イ)までのいずれかに該当

する者である。

- (7) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (イ) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (ロ) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (エ) 学校教育法施行規則第150条第4号の規定に基づき文部科学大臣の指定した者
- (カ) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (キ) 修業年限が3年以上の専修学校の高等課程を修了した者
- (ク) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本校において、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めたもの
- (ケ) 本校において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者で、18歳に達したもの(事前に入学資格審査を行うので、別に定める日までに入学資格審査の申請を行うこと。入学資格審査の結果、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者には、入学資格を有することを証明するための入学資格認定書を交付する。)

(4) 出願手続

- ア 受付期間は令和2年12月11日(金)から令和2年12月18日(金)まで(土曜日および日曜日を除く。)とし、受付時間は8時30分から17時15分までとする。
郵送の場合は、令和2年12月18日(金)までの日の消印のあるものを有効とする。
- イ 入学出願者は、(5)に掲げる出願書類に必要事項を明記し、所定の封筒に入れ、入学審査手数料9,800円(本校受付の場合は現金または郵便為替、郵送の場合は郵便為替とすること。)を添えて、滋賀県立総合保健専門学校(〒524-0022 守山市守山五丁目4-10)に提出すること。
- ウ 入学試験受験票の送付をもって出願書類受付の証とする。

(5) 出願書類

- ア 入学願書(所定の用紙に写真(縦4.0cm×横3.0cm)を貼ること。)
- イ 入学試験受験票(所定の用紙に写真(縦4.0cm×横3.0cm)を貼ること。)
- ウ 受験写真票(所定の用紙に写真(縦4.0cm×横3.0cm)を貼ること。)
- エ 高等学校または中等教育学校の卒業証明書または卒業見込証明書
- オ 高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められる者については、それを証明するもの
- カ 合否通知書送付用宛名票(所定の用紙)
- キ 入学試験受験票送付用封筒(所定の封筒)

(6) 身体に障害を有する入学志願者の事前相談 本校に入学を希望する者で、身体に障害があり、受験上または修学上特別な配慮を必要とするものは、出願する前に本校に相談すること。

(7) 入学者選考方法 入学者の選考は、学力試験の成績、適性検査および提出書類を総合的に判定して行う。

ア 学力試験科目

課 程	学 科	試 験 科 目
看護専門課程	看護学科	国語総合、数学Ⅰ・数学Aおよびコミュニケーション英語Ⅰ
歯科衛生専門課程	歯科衛生学科	国語総合、数学Ⅰおよび小論文

注 国語総合については、古文および漢文の範囲を除く。

イ 適性検査

(8) 本校における個別の入学資格審査を受けようとする者は、入学資格審査手続関係書類を本校に請求し、令和2年11月6日(金)までに必要書類を添付した入学資格審査申請書を提出すること。審査結果通知で「滋賀県立総合保健専門学校入学資格認定書」の交付を受けた者は、本校の入学試験に出願し、受験できる。

(9) 入学者選考試験

ア 試験日時および科目

年 月 日	学 科	時 間	お よ び 科 目

		9:00~9:30	10:00~10:50	11:00~12:00	13:00~13:50	14:10~14:50
令和3年 1月14日 (木)	看護学科	受 付	国 語 総 合	数 学 I・ 数 学 A	コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 英 語 I	適 性 検 査
	歯科衛生学科	受 付	国 語 総 合	数 学 I	小 論 文	適 性 検 査

イ 試験場 滋賀県立総合保健専門学校 守山市守山五丁目4-10

ウ 合格者の発表 入学者選考の結果合格した者は、令和3年2月3日(水)午前9時に滋賀県立総合保健専門学校において掲示するとともに、滋賀県のホームページにおいて受験番号で発表するほか、受験者全員に結果を通知する。

エ 不正な出願による入学許可の取消し 出願について不正の事実のあることが判明したときは、入学後においても許可を取り消すものとする。

(10) 二次募集 入学許可予定者が募集人員に満たない場合は、二次募集を行うことがある。

(11) その他 (1)から(10)までに定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

2 社会人試験

(1) 対象学科および募集人員

課 程	学 科	社 会 人 入 学 募 集 人 員
看護専門課程	看護学科	募集人員80名のうち約10パーセント
歯科衛生専門課程	歯科衛生学科	募集人員38名のうち約20パーセント

(2) 出願資格 1(3)アまたはイのいずれかに該当する者で、卒業後県内において看護業務または歯科衛生業務に従事することができる満22歳以上(令和3年4月1日現在)のものとする。

(3) 出願手続

ア 受付期間は令和2年10月16日(金)から令和2年10月23日(金)まで(土曜日および日曜日を除く。)とし、受付時間は8時30分から17時15分までとする。

郵送の場合は、令和2年10月23日(金)までの日の消印のあるものを有効とする。

イ 入学出願者は、(4)に掲げる出願書類および入学検査手数料9,800円を1(4)イに定めるところにより提出すること。

ウ 入学試験受験票の送付をもって出願書類受付の証とする。

(4) 出願書類

ア 入学願書(所定の用紙に写真(縦4.0cm×横3.0cm)を貼ること。)

イ 入学試験受験票(所定の用紙に写真(縦4.0cm×横3.0cm)を貼ること。)

ウ 受験写真票(所定の用紙に写真(縦4.0cm×横3.0cm)を貼ること。)

エ 高等学校または中等教育学校の卒業証明書

オ 高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められる者については、それを証明するもの

カ 合否通知書送付用宛名票(所定の用紙)

キ 入学試験受験票送付用封筒(所定の封筒)

(5) 身体に障害を有する入学志願者の事前相談 本校に入学を希望する者で、身体に障害があり、受験上または修学上特別な配慮を必要とするものは、出願する前に本校に相談すること。

(6) 入学者選考方法 入学者の選考は、学力試験の成績、適性検査および提出書類を総合的に判定して行う。

ア 学力試験科目

課 程	学 科	試 験 科 目
看護専門課程	看護学科	数学 I および小論文
歯科衛生専門課程	歯科衛生学科	

イ 適性検査

(7) 入学者選考試験

ア 試験日時および科目

年 月 日	学 科	時 間 お よ び 科 目			
		9:00~9:30	10:00~10:50	11:10~12:00	12:20~13:00
令和2年 11月14日 (土)	看護学科	受 付	小 論 文	数 学 I	適 性 検 査
	歯科衛生学科				

イ 試験場 滋賀県立総合保健専門学校 守山市守山五丁目4-10

ウ 合格者の発表 入学者選考の結果合格した者は、令和2年12月4日(金)午前9時に滋賀県立総合保健専門学校において掲示するとともに、滋賀県のホームページにおいて受験番号で発表するほか、受験者全員に結果を通知する。

エ 不正な出願による入学許可の取消し 出願について不正の事実のあることが判明したときは、入学後においても許可を取り消すものとする。

(8) 本校における個別の入学資格審査を受けようとする者は、入学資格審査手続関係書類を本校に請求し、令和2年9月11日(金)までに必要書類を添付した入学資格審査申請書を提出すること。審査結果通知で「滋賀県立総合保健専門学校入学資格認定書」の交付を受けた者は、本校の入学試験に出願し、受験できる。

(9) その他 (1)から(8)までに定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

3 推薦試験

(1) 対象学科および募集人員

課 程	学 科	推 薦 入 学 募 集 人 員
看護専門課程	看護学科	募集人員80名のうち約50パーセント
歯科衛生専門課程	歯科衛生学科	募集人員38名のうち約50パーセント

(2) 出願資格および推薦要件 推薦入学を出願できる資格を有する者は、次のアからエまでのいずれにも該当し、かつ、現に在学中の高等学校または中等教育学校の長の推薦する者とする。

ア 令和3年3月に高等学校または中等教育学校を卒業する見込みの者

イ 専願である者

ウ 卒業後、県内において看護業務または歯科衛生業務に従事することができる者

エ 県内に住所を有する者

(3) 推薦人員 看護学科・歯科衛生学科 特に定めない。

(4) 出願手続

ア 受付期間は令和2年10月16日(金)から令和2年10月23日(金)まで(土曜日および日曜日を除く。)とし、受付時間は8時30分から17時15分までとする。

郵送の場合は、令和2年10月23日(金)までの日の消印のあるものを有効とする。

イ 入学出願者は、(5)に掲げる出願書類および入学考査手数料9,800円を1(4)イに定めるところにより提出すること。

ウ 入学試験受験票の送付をもって出願書類受付の証とする。

(5) 出願書類

ア 入学願書(所定の用紙に写真(縦4.0cm×横3.0cm)を貼ること。)

イ 入学試験受験票(所定の用紙に写真(縦4.0cm×横3.0cm)を貼ること。)

ウ 受験写真票(所定の用紙に写真(縦4.0cm×横3.0cm)を貼ること。)

エ 高等学校または中等教育学校の卒業見込証明書

オ 推薦書(所定の用紙により、出身の高等学校または中等教育学校の長が作成したもの)

カ 合否通知書送付用宛名票(所定の用紙)

キ 入学試験受験票送付用封筒(所定の封筒)

(6) 身体に障害を有する入学志願者の事前相談 本校に入学を希望する者で、身体に障害があり、受験上または修学上特別な配慮を必要とするものは、出願する前に本校に相談すること。

(7) 入学者選考方法 入学者の選考は、学力試験の成績、適性検査および提出書類を総合的に判定して行う。

ア 学力試験科目

課 程	学 科	試 験 科 目
看護専門課程	看護学科	国語総合、数学I・数学Aおよびコミュニケーション英語I
歯科衛生専門課程	歯科衛生学科	国語総合、数学Iおよび小論文

注 国語総合については、古文および漢文の範囲を除く。

イ 適性検査

(8) 入学者選考試験

ア 試験日時および科目

年 月 日	学 科	時 間	お よ び 科 目

		9:00~9:30	10:00~10:50	11:10~12:00	13:00~13:50	14:10~14:50
令和2年 11月13日(金)	看護学科	受 付	国語総合	数 学 I・ 数 学 A	コミュニケー ション英語 I	適 性 検 査
	歯科衛生学科	受 付	国語総合	数 学 I	小 論 文	適 性 検 査

イ 試験場 滋賀県立総合保健専門学校 守山市守山五丁目4-10

ウ 合格者の発表 入学者選考の結果は、令和2年12月4日(金)に本人に通知するとともに、推薦者宛て通知する。

エ 不正な出願による入学許可の取消し 出願について不正の事実のあることが判明したときは、入学後においても許可を取り消すものとする。

(9) その他 (1)から(8)までに定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

令和3年度滋賀県窯業技術者養成研修選考試験実施公告

令和3年度滋賀県窯業技術者養成研修選考試験を次のとおり行います。

令和2年7月3日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 養成科目 大物ロクロ成形科、小物ロクロ成形科、素地釉薬科およびデザイン科
- 2 募集人員
 - (1) 秋試験 各科合わせて10名程度
 - (2) 冬試験 各科合わせて5名程度
- 3 研修場所 滋賀県工業技術総合センター信楽窯業技術試験場
- 4 研修期間 各科とも令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 出願資格 県内在住者または県内において窯業に従事している者もしくは従事しようとする者
- 6 受講料 月額4,250円
- 7 選考方法
 - (1) 面接試験
 - (2) 作文
 - (3) 適性検査
- 8 選考日時および場所
 - (1) 選考日時
 - ア 秋試験 令和2年11月11日(水)午前9時から
 - イ 冬試験 令和3年2月10日(水)午前9時から
 - (2) 選考場所 滋賀県工業技術総合センター信楽窯業技術試験場(甲賀市信楽町長野498番地)
- 9 出願書類
 - (1) 願書(滋賀県工業技術総合センター信楽窯業技術試験場において交付する所定の様式を使用すること。)
 - (2) 履歴書(最近6か月以内に撮影した写真を貼付すること。)
- 10 願書受付期間および受付場所
 - (1) 受付期間
 - ア 秋試験 令和2年10月1日(木)から同年10月30日(金)まで(土曜日および日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(郵送の場合は消印有効)
 - イ 冬試験 令和3年1月8日(金)から同年1月29日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(郵送の場合は消印有効)
 - (2) 受付場所 滋賀県工業技術総合センター信楽窯業技術試験場 〒529-1851 甲賀市信楽町長野498番地 電話 0748-82-1155
- 11 受験料 無料
- 12 研修生合格者の発表
 - (1) 秋試験 令和2年11月下旬、本人宛て郵送により通知します。
 - (2) 冬試験 令和3年2月下旬、本人宛て郵送により通知します。

健康福祉事務所告示

滋賀県東近江健康福祉事務所告示第12号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として、次の者を指定した。
令和2年7月3日

滋賀県東近江健康福祉事務所長 寺尾敦史

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
近江デイサービスセンター	東近江市北坂町966番地	医療法人恒仁会 理事長 小山威夫	東近江市北坂町966番地	通所介護	令和2.7.1	2570501367

滋賀県湖東健康福祉事務所告示第8号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

令和2年7月3日

滋賀県湖東健康福祉事務所長 小林靖英

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
訪問看護 あったかステーション24	彦根市地蔵町73-2	株式会社アイズケア 代表取締役 矩規晶	彦根市地蔵町73-2	訪問看護 介護予防訪問看護	令和2.7.1	2560290153

滋賀県高島健康福祉事務所告示第7号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和2年7月3日

滋賀県高島健康福祉事務所長 井下英二

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
あいりん訪問看護ステーション	高島市今津町南新保167番地	一般財団法人近江愛隣園 理事長 岸本郁男	高島市今津町南新保87番地1	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	2562290011	令和2.6.30

県税事務所公告

軽油引取税免税証無効公告

次のとおり軽油引取税の免税証を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。
令和2年7月3日

滋賀県東北部県税事務所長 中村賢治

免税証の種類	用途	記号・番号	枚数	有効期間	免税証に記載された販売業者の所在地および氏名(名称)	亡失年月日
1 リットル券	農業	60640018 } 60640020	3	令和2.3.1 } 令和3.2.28	犬上郡甲良町大字長寺511-1 有限会社 富田屋	令和2.6.22
5 リットル券	農業	60640021	1	令和2.3.1 } 令和3.2.28	犬上郡甲良町大字長寺511-1 有限会社 富田屋	令和2.6.22
18 リットル券	農業	60640022	1	令和2.3.1 } 令和3.2.28	犬上郡甲良町大字長寺511-1 有限会社 富田屋	令和2.6.22

正 誤

令和2年3月31日付け号外(5)滋賀県企業庁規程第3号中

ページ	行	誤	正
2	28	昭和25年法律第261号)。	昭和25年法律第261号。

令和2年3月31日付け号外(5)滋賀県企業庁規程第4号中

ページ	行	誤	正
2	下から19	第23条-第25条	第23条・第24条
	下から18	第26条-第27条	第25条-第27条
3	下から3	第2章	第3章
4	20	第2章	第3章
	25	第2章	第3章
	下から5	第2章	第3章

令和2年3月31日付け号外(6)滋賀県病院事業庁規程第8号中

ページ	行	誤	正
3	22	第2条第13号	第2条第13号および第14号
5	22	第15条とし	第14条とし
	下から21	同条を第20条	同条を第19条

令和2年6月16日付け第114号一般競争入札の公告中

ページ	行	誤	正
3	25	1,326キロワット	1,327キロワット
	下から13	4,414,600キロワット時	4,445,400キロワット時
5	下から5	1,326kW	1,327kW
6	5	4,414,600kWh	4,445,400kWh

